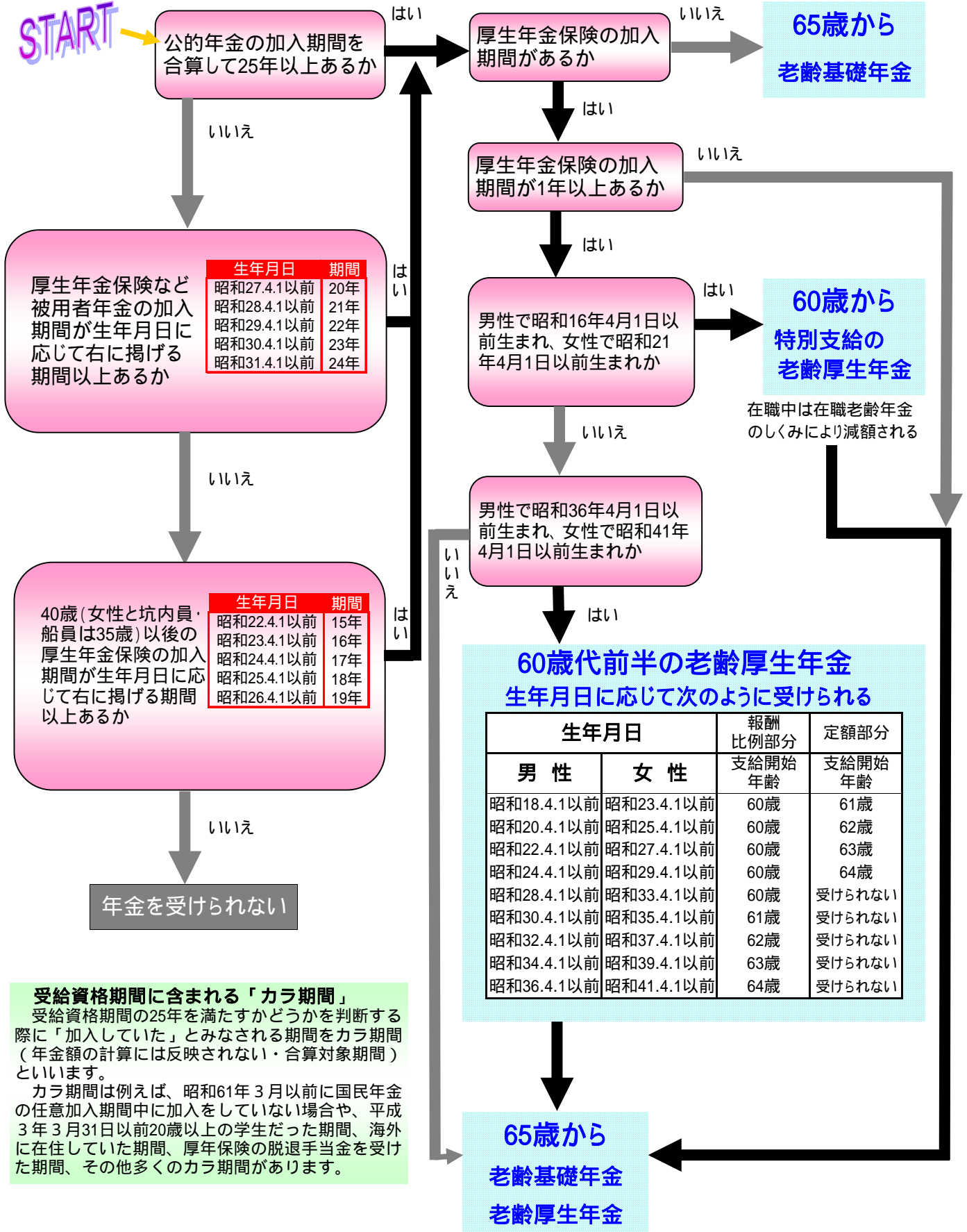


老齢年金の受給資格期間

START



受給資格期間に含まれる「カラ期間」

受給資格期間の25年を満たすかどうかを判断する際に「加入していた」とみなされる期間をカラ期間（年金額の計算には反映されない・合算対象期間）といいます。

カラ期間は例えば、昭和61年3月以前に国民年金の任意加入期間中に加入をしていない場合や、平成3年3月31日以前20歳以上の学生だった期間、海外に在住していた期間、厚生保険の脱退手当金を受けた期間、その他多くのカラ期間があります。